

令和7年 第2回町議会臨時会の結果報告

「和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例(案)」は **否決**
採決結果 反対6人・賛成1人

町民団体による「和寒町特別養護老人ホーム建替の是非を問う住民投票条例制定直接請求」の署名活動が行われ必要な署名数が確定し、条例制定請求代表者からの署名簿と条例(案)を町長は受理しました。地方自治法に町長は受理後20日以内に議会に提案することが定められており、町議会臨時会を5月7日、8日に開催しました。その住民投票条例(案)の審議内容を報告します。

●1日目 5月7日(水) 9時30分から10時27分

●審議内容

議案第1号「和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例の制定」について、副町長から経過及び議案朗読、提案理由の説明、町長から地方自治法の定めで議案に対する意見を述べました。

また、住民投票条例の制定は地方自治法の定めで、条例制定請求代表者に意見を述べる機会の日時、場所、人数などを通知することが定められており、翌日8日の9時30分から議場で3人以内と決定し、請求代表者からの意見を聴いてから質疑、討論・採決をすることとし、この日は終了しました。

1. 住民投票条例(案)の提案までの経過

年月日	内容
令和7年2月17日	条例制定請求代表者から町長に請求代表者証明書の交付申請が提出。
令和7年2月18日	町長は条例制定請求代表者証明書を交付。
令和7年2月18日 ～3月18日	条例制定請求代表者による署名収集期間。
令和7年3月21日	条例制定請求代表者から町選挙管理委員会に署名簿が提出。
令和7年4月9日	署名簿の縦覧期間及び場所を告示。
令和7年4月10日	選挙管理委員会で署名簿を審査し署名効力を決定し、審査結果を告示。 署名簿に署名した者の総数 693 有効署名の総数 645 (条例制定請求に必要な署名数 51)
令和7年4月11日 ～4月17日	選挙管理委員会による署名簿の縦覧期間。
令和7年4月18日	署名簿の縦覧が終了し異議の申出がなく、有効署名総数を告示し署名簿を条例制定請求代表者に返付。
令和7年4月22日	条例制定請求代表者から署名簿を添えて条例制定請求書の提出があり、町長はこれを受理し代表者の住所、氏名及び請求の要旨を告示。

2. 条例制定請求代表者(町民団体)から提出された条例制定請求要旨の全文内容

現在、和寒町で進められているふくしのまちづくり基本構想・基本計画による特別養護老人ホームの建替に関する案件について町民の理解が十分に得られておらず、それに対する町民の意思を確認し、反映させるためには住民投票の結果を基に判断することが、最も民主的手法と考えられます。

和寒町は社会福祉法人ゆうゆうと令和6年2月にふくしのまちづくりに関する包括協定を締結。更に令和6年3月に和寒町ふくしのまちづくりに関する基本協定を締結しました。

その協定の中の第5条の(3)に和寒町はゆうゆうが整備する新たな福祉施設の整備に係る費用(基本設計費及び実施設計費、地質調査費、工事管理費、建築主体工事費、電気設備費、機械設備工事費、外構工事費、備品購入費等)について、新たな福祉施設の整備に係る助成金、交付金等を差し引いた額を補助対象経費として、助成するものとする。

(4) ゆうゆうは、新たな福祉施設の運営開始に必要な人材の育成・確保を図るとともに技能習得のための研修等に努めるものとし、和寒町はその費用をゆうゆうと協議の上、新たな福祉施設が運営されるまでの期間、助成するものとする。

2 和寒町は新たな福祉施設の運営にあたり、ゆうゆうと協議の上、新たな福祉施設の運営を妨げる又は妨げるおそれがある場合、収益的収支における損失分について責任を持って支援するものとする。

3 前項の支援期限は、新たな福祉施設の運営開始日が属する年度の翌年度から8年間とする。となっており、この内容でいくと施設の建設費用約30億円、指定管理料年間約2億円、その他を負担することになります。その負担の内容も助成金、交付金等がいくらあって借入をいくらするのも概算すら分からないのです。このような案件を議会で議決もせず淡々と事業が進められているのです。

更にこの様に大きなお金の流れを誰が監査するかも決まっていません。また、施設の受け入れも町民が優先的に入居出来る訳では無いようです。この状況を憂慮して、町政懇談会・ふくしのまちづくりラボ等で質問してもはっきりと説明していただけない現状なのです。誰のための施設を町民の負担で建設しようとしているのでしょうか。

そのため、和寒町特別養護老人ホームの建替につき再度考案し、この事案の建物建設に対する予算執行を停止することの是非を問うための住民投票条例の制定を請求致します。

3. 条例制定請求代表者(町民団体)から提出された条例制定(案)の内容

(一部抜粋して掲載しています)

和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、和寒町特別養護老人ホームの建替につき、再度考案を行う事。及び同建物建設に対する予算執行を停止する事の賛否について、町民の意思を明らかにし、もって町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票に付する事項は、和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問い、町民の意思を明らかにするため、町民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

2 住民投票は町民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、町民の意見表明の自由を保障するとともに、町民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 投票資格者は和寒町特別養護老人ホームの建替につき、再度考案を行う事及び同建物建設に対する予算執行を停止する事について賛成するとき又は反対するときは、それぞれ投票用紙の賛成欄又は反対欄に自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(成立要件)

第9条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が投票資格者名簿に登録されている投票資格者の3分の1に満たないときは、成立しないものとする。

4. 条例(案)に対する町長の意見書の内容

住民投票条例制定の直接請求で提出された条例(案)を議会に提案するときには、町長は意見を添えることが地方自治法に定められています。

和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例(案)に対する意見書

このたび、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、645名の署名による、和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例制定の直接請求がありました。これを受けて、同条第3項の規定に基づき、次のとおり意見を申し述べます。

1 これまでの経過について

特別養護老人ホーム芳生苑の老朽化に伴う建替えや運営方法については、平成27年6月の定例町議会以降、町議会総務福祉常任委員会の所管事務調査事項として、医療施設と高齢者福祉施設のあり方に関する議論が始まりました。

平成29年には、翌年度からの芳生苑、老人デイサービスセンター健楽苑にかかる指定管理者選定のため、町議会に設置された高齢者福祉施設指定管理者調査特別委員会において、芳生苑の給排水設備や暖房設備の全面改修、受水槽の取り替え、併設する健楽苑の浴室の全面改修やトイレの拡張など、施設の具体的課題についても協議されました。

平成30年10月には、町の考え方として「現施設の全面的な改修は多額の費用がかかること」「改修期間中に施設機能を停止しなければならないこと」から、総合的に判断し「新たな施設を整備することが望ましいこと」を町議会に示し、翌31年1月には、特別養護老人ホームの運営実績がある旭川の社会福祉法人に対して、建替え及び運営について協議していくことを報告しております。また、これと並行して、芳生苑の建替えを前提とする隣接地の旧ゲートボール場及び旧青少年会館跡地に定員60名規模の特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター、さらには高齢者の住まい対策としての生活福祉センターを整備するシミュレーションを町議会に示したところであります。

平成31年3月の定例町議会においては、総務福祉常任委員会から「新たな施設が望ましいこと」のほか、「施設規模の見直しや複合的な施設の検討」、「民間活力の活用など多様な方面から議論することも必要」、「利用者が活用しやすい施設を建設することを望む」、「2023年(令和5年)に移転と開設をめざす」との内容が所管事務調査結果として確認されております。

一方、旭川の社会福祉法人とは民設民営の協議を重ね、関連施設の視察も行いましたが、令和2年2月の「新型コロナウイルス緊急事態宣言」以降、嚴重な感染予防対策を優先したことから、協議の中断を余儀なくされた状況にあります。

その後、町では、令和4年5月に施設の建替えや運営だけでなく、地域の介護や在宅福祉

サービスを拡充する「和寒町高齢者総合福祉施策の考え方」をまとめ、旭川の社会福祉法人に提示した結果、「和寒町が望む在宅サービスの実績やノウハウが無いことから、要望に応えることは難しい」との回答を受け、それまでの議論が白紙となりました。

このため、町が示した考え方に基づき、新たに整備する施設を民設民営の形態で進めることができるよう、改めて現施設を運営している和寒町社会福祉協議会に対し検討を申し入れたものの、議論は進まない状況が続きました。

町としては、停滞している議論を加速させるため、令和5年度に「和寒町ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」を策定することとし、公募による提案型のプロポーザルで受託者として選定された「社会福祉法人ゆうゆう」と「建築設計事務所 teco」の協力を得て、町民の皆さまから様々なご意見をいただきながら作業を進めてきました。

また、併せて、新たな施設整備と運営にかかる実施主体について、和寒町社会福祉協議会と協議を重ねてきたものの、「和寒町社会福祉協議会による施設整備や運営は困難」との回答を受けたことから、令和5年12月に、町と町議会、和寒町社会福祉協議会の三者により、経営のノウハウや専門的知見を備え、広範囲に強固な人的ネットワークを有する「社会福祉法人ゆうゆう」に施設整備と運営を要請しました。

その結果、令和6年1月に社会福祉法人ゆうゆうとして要請を受け入れていただき、2月には町、社会福祉法人ゆうゆう、和寒町社会福祉協議会の三者で「和寒町ふくしのまちづくりに関する包括連携協定」を、3月には町と社会福祉法人ゆうゆうで「和寒町ふくしのまちづくりに関する基本協定」を締結しました。

令和6年3月に、多くの町民の方々が参画して策定した「和寒町ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」は、単なる介護施設の建替えにとどまらず、在宅福祉サービスや障がい者サービス、さらには子育て支援など、多種多様なサービスを総合的に提供できる拠点として整備し、誰もが安心して住み続けられるまちを目指しております。

この間、町議会総務経済常任委員会の中で、毎回長時間にわたり何度も議論を重ね、必要な予算措置の議決をいただき、令和6年度から、この基本構想に沿って事業を進めてきております。

2 住民投票条例の直接請求について

条例制定請求の要旨について、意見を申し述べます。文中の「この内容でいくと施設の建設費用約30億円、指定管理料年間約2億円、その他を負担することになります。その負担の内容も助成金、交付金等がいくらあって借入をいくらするのかも概算すら分からないのです。」という表記があります。

施設の建設費用について、令和8年、9年の整備費は約30億円を予定していますが、その50%以上が道の補助金や国の交付金で賄われる見込みであることから、現在の町の財政状況を考慮しても十分に対応できると考えております。施設整備にかかるコストが毎年高騰している現状を考えると、立ち止まっている余裕はない状況と言えます。

文中の「新たな福祉施設の運営開始日が属する年度の翌年度から8年間とする。」の後に「指定管理料年間約2億円」という表記があるため、このままでは2億円の指定管理料が8年間続くような誤解を招く内容となっております。

特別養護老人ホームについては、令和7年度から社会福祉法人ゆうゆうに指定管理者が変更になりましたが、介護保険の制度上、事業者への介護保険報酬の支払いが2か月遅れとなり、事業初年度の介護報酬は10か月分しか見込めません。

令和7年度の指定管理料は、当初から見込めない2か月分の介護報酬のほか、将来の事業拡大に向けた施設職員の能力向上にかかる経費を指定管理料に含めたことにより2億1,700万円となりますが、令和8年度は、年間を通じた収入が確保できることから1億2,000万円を見込み、令和9年度は他のサービスにも取り組むことで9,000万円と減額されていく計画となっており、このことは、令和7年1月24日の町議会全員協議会及び2月5日の町議会

総務経済常任委員会において説明してきております。

次に、文中の「議会で議決もせず淡々と事業が進められている」との表記は、1の「これまでの経過について」でも述べているとおり、特別養護老人ホームの建替えについては、長年にわたって町議会とともに協議を重ねてきたものであり、これまで「ふくしのまちづくり」にかかる関係予算も含め、必要な事業予算を町側から提案し、町議会において慎重に審議されたうえで議決をいただいていたものであります。

次に、文中の「このように大きなお金の流れを誰が監査するのも決まっています。」との表記について、町が執行する施設の指定管理料や施設整備に係る補助金などの監査については、これまでどおり町監査委員において実施されるほか、町議会においても、総務経済常任委員会の所管事務調査事項としてチェックしていただき、さらに、予算及び決算審査特別委員会が設けられ、予算や決算の審査がされることとなります。

次に、文中の「施設の受け入れも町民が優先的に入居出来る訳では無いようです。」との表記について、施設整備に対し町が補助することから、施設入所にあたって町民が配慮されることは当然と考えており、これまで、ふくしのまちづくり町民サミットやラボ、町政懇談会等で、「町民は優先的に入居できない」と回答をしたことはありません。

3 条例案について

条例案について、意見を申し述べます。このたびの条例案では、第6条（投票の方法）の文中で「和寒町特別養護老人ホームの建替につき、再度考案を行う事及び同建物建設に対する予算執行を停止する事について」賛否を問うことになっております。

この内容では、建替えに反対の立場で予算執行の停止を求めるのか、建替えには賛成の立場で内容を再考するために、一旦、予算執行の停止を求めるのか、住民投票の際に町民の皆さまがどちらの考え方で意思表示をすべきかが明確になっておりません。

特別養護老人ホームは、既に老朽化の問題を認識してから10年が経過し、現状では早急な施設の建替えが必要です。他に對案も無いままに予算執行を停止することは、老朽化した施設の運営そのものが立ちゆかなくなり、利用されている方々の生活環境が脅かされる深刻な状況になると考えます。

本年4月から、施設の運営が和寒町社会福祉協議会から社会福祉法人ゆうゆうに移り、施設職員の方々には心機一転、高い意欲をもって業務に当たっていただいておりますが、この指定管理者の変更は「ふくしのまちづくり」による新たな施設整備が前提となっております。

現在の取り組みを止めることは、これまで築いてきた町と社会福祉法人ゆうゆうとの信頼関係を著しく損ね、現施設の運営に支障をきたすだけでなく、本町が目指す「ふくしのまちづくり」の実現も困難な状況に陥ります。

1の「これまでの経過について」と2の「住民投票条例の直接請求について」でも述べているとおり、特別養護老人ホームの建替えについては、これまで長年にわたって町議会とともに協議を積み重ねてきたもので、単に建替えの議論ではなく、現在進めている特別養護老人ホームの機能も有する「ふくしのまちづくり」が人口減少の進む本町にとって、町民が安心して住み続けるために必要な唯一の選択肢と考えております。

町としては、このたびの町民有志による住民投票条例制定の直接請求活動について、町民の皆さまと町の未来を考える機会や、正確な情報を周知する機会が不足していたというご指摘と受け止め、今後は、一人でも多くの町民の皆さまに「ふくしのまちづくり」に対する理解をしていただけるよう、より丁寧な説明に努めてまいります。

町議会議員の皆さまにおかれましては、これまで、町民の代表として長きにわたり慎重審議をいただいていたことに感謝を申しあげますとともに、本町の未来を託す「ふくしのまちづくり」が歩みを止めることのないよう、適切なお判断をお願い申しあげ、本条例案に対する意見といたします。

●2日目 5月8日(木) 9時30分から11時33分

●審議内容

議案第1号「和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例の制定」について、条例制定請求代表者 今野宗徳氏から意見が述べられました。

5. 請求代表者からの意見陳述の内容

前段部分は、2ページの条例制定請求要旨の内容が述べられていましたので、重複部分を省略しておりますことをご了承願います。

誰のための施設なのか、町民の負担で建てる施設を民設民営と言っていますが、町が100%資金し損失も補填するまるで「ゆうゆう」の思うままに運営される感じになります。少子高齢化で人口減少、産業の衰退、これから将来に明るい見通しのない中で、この懸案を推し進めることは今の若者に負担を残すことになると思います。そうならないためにも和寒町特別養護老人ホームの建替えの是非を問う住民投票をぜひ実施していただきたいと思います。

皆さん想像してください。これから和寒町の20年後はどうなるか。今年3月31日現在の人口は2,785人で約半数は高齢者です。大きな施設を管理するには多額のお金もいるし、人口減少が進めば地方交付税も少なくなります。町民の負担がより一層大きくなります。ここで一度立ち止まりよく考えていただきたいと思います。

私が思うには、町が今やろうとしていることは、そのお金をどう工面するのか、町民にどれだけ負担をかけるのかが一番心配です。日本で例を見ないほどの施設を造ると言っていますが、別に例を見ない施設を造らなくて良いのです。みんな間に合えば良いです。日本一のものを造る。それには何がいるか。住民がみんな犠牲にならなければならない。それでは福祉のまち和寒にはならないと思います。昨日の臨時会資料を見させていただきましたが、町長の思っていることが書かれていました。現在の取り組みを止めることは、これまで築いてきた町と社会福祉法人「ゆうゆう」との信頼関係が著しく損なわれ、現施設の運営に支障をきたすと述べられていました。「ゆうゆう」との信頼関係と町民との信頼関係はどちらが上なのか。町民と信頼関係が無くなれば町政も上手くいきません。色んな説明会も聞きましたが、町職員の説明を聞くと何か「ゆうゆう」の社員かなと思うように聞こえる気がしました。今の芳生苑はありますが、何とか改修して20年ぐらい持てるようにやるのが一番だと思っています。何か「ゆうゆう」にのみ込まれてしまうような町政のやり方では町民が段々付いていけなく、前回の町議会選挙、町長選挙でも無投票でした。無投票はどういうことか分かりますか。無投票は町民が関心ないことです。町が元気なときは立候補者がどんどん出て必ず選挙になった時代がありました。これは町議の皆さんも本当に真剣になって考えていかなければならないことだと思います。

町民に寄り添い、こういうことをやる時には最初からやりますではなく町民に意見をよく聞いて、町民のところをよく回って、よく意見を聞いて、その上で判断していただきたい。これが本当の町議の仕事ではないかと思っています。これからも色々お世話になりますが、和寒町を潰さないように少しでも和寒町が長生きできるような方策をとっていただきたいと思っています。今日は発言の機会をいただき感謝するとともに皆さんのこれからの活躍をご期待いたしまして終了させていただきます。今日はありがとうございます。

6. 議員の自由討議の発言内容

重要な案件のため、各議員の考えを発言する自由討議を行い1人3分以内で述べました。発言した内容をそのまま掲載しています。

遠山優太 議員

芳生苑の老朽化に伴う建替えや運営方法は、町と議会で平成27年度から長い年月をかけ慎重に協議した経緯は提出された意見書にも詳しく書かれています。その経過では、社会福祉法人「ゆうゆう」と民間活力の活用による新たな福祉拠点の整備を検討し、地域の様々な福祉課題に応える地域共生型拠点づくりを目指すことは予めから議会としても共感し、議会制民主主義に基づき必要な予算措置の議決やこれまでの事業を進めてきたのも事実です。

また現在、芳生苑には毎年1億円以上の指定管理料を支出しているのは、限られた財源の中で大きな負担で、新たな施設では「ゆうゆう」が運営を担いできるだけ早い段階で指定管理料の支出を無くすことも目指しています。他にも建設費用には約30億円見込まれていますが、50%以上は補助金や交付金で賄える見通しが立っており、長期的に見れば福祉の質と財政の持続性を両立する前向きな事業だと理解しています。

一方で重要な計画であるにも関わらず、町又は議会も町民への説明が不十分で混乱を招いたのは、深く反省すべきだと感じています。私たち議員は、町民の負託を受け、政策課題に専門的に検討し責任ある判断を下すのが求められ、意思決定を住民投票による直接民主制の形式に委ねることは、議会本来の役割を放棄するに等しく、慎重に判断していく必要があると思っています。

私は645名の署名を極めて重く受けとめると同時に議員の多数決で公式な意思を決める議決の議会制民主主義に責任を持つのが議員の使命だと考え、非常に心苦しいですが、今回の住民投票条例案は反対の立場で意見を申し述べます。

池澤哲也 議員

今回提出された条例制定請求は、町民の声として大変重要なものと思っており、請求に伴う署名活動では、多くの町民が署名され大変重く受けとめています。今回の一連の活動で多くの町民がふくしのまちづくりや芳生苑の建替えに関心を持ち認識が深まる良いきっかけになったと考えています。しかし芳生苑は、老朽化が進み私が議員になった4年前には既に経営状況は厳しく、この4年間で4億円を超える赤字補填を町が行っている状況で、その前から議会も建替えが必要と判断されていると聞いていました。

今回のふくしのまちプロジェクトは、老朽化した芳生苑の建替えだけでなく、赤字経営が続く芳生苑の経営改善策の要素も大きく含んだ計画と考えています。芳生苑の赤字が解消できれば、将来的には施設建設費以上のものを回収することに繋がると考えています。更に建設用地を含め様々な関連予算を議会で議決しており、芳生苑の指定管理者も4月から新しい施設の運営法人となる「ゆうゆう」が受けており、今後経営改善に向け大きく動き出している話も聞いています。

今回の住民投票条例案は、芳生苑建替えの是非を問う趣旨ですが、建替えしない場合の提案などは具体的には明記されていなく、現段階では予算の執行停止となった場合に施設運営のみならず、今後の町政にも大きな影響と混乱が生じると考えられます。仮に建替えを止めても施設の老朽化が進み経営の悪化も予想され、この事業を実施することで高い経営ノウハウを持つ「ゆうゆう」が、今後経営改善で赤字補填をなくし町財政の健全化を保ち将来に渡り住民の暮らしを支え続ける施設づくりをしていただければと考えており反対したいと思っています。

村岡敏一 議員

条例制定案に反対します。住民投票は、地方自治法に基づく直接請求制度として町民に認められた権利であるのは理解しています。問題はなぜこのタイミングで請求されたのか。まずは建替の是非を問うのは、私が議員になる以前、平成 30 年に大規模改修は費用が高くなることや様々な問題が起きるから建替える方向性を決めたとはいえず、ここに来て是非を問うのは何を意味するのか。具体性が見えず更に予算執行を止める是非を問うのは、福祉施設に関する予算は議会で審議し、将来を見据えた本町の福祉施設のあり方を理解した上で採決しています。

芳生苑、健楽苑は今年度から指定管理として社会福祉法人「ゆうゆう」が協定に基づき施設を運営しています。「ゆうゆう」の大原理事長との出会いは、議会所管事務調査の視察からで、実績の数々、全国範囲の人脈、ネットワークに好印象を受け、ぜひ本町にとの思いから町に提案をしました。その後、共生型ともに生きていく福祉施設は何かをテーマとして道外視察調査をし、本町での福祉をどう築き上げていくのかの理解と期待を深めてきています。この場面で建設予算を止めるのは、今日まで費やしてきた時間や議論は何だったのか、基本構想を共に作り上げてきた「ゆうゆう」や関係機関との信頼関係はどうなるのか、4 月から芳生苑、健楽苑の現場では「ゆうゆう」の職員として入居者の日常サポートやふくしのまちづくり基本構想に向かい特に障がい者、障がい児サービスを新たな施設で利用できるよう研修を受け、職員、現場一丸となって構想実現に頑張っています。職員の心中を察すると止める訳にはいきません。是非を問う段階には無いのではないかと思います。

署名活動で法定署名数を大きく上回っていますが、大きい予算を使い関心が高まっているのは十分わかりますが、請求要旨を理解されていない町民もいるのも耳にすることがあり、真意が疑わしいとも感じました。議会で予算審議し実施設計に今年度から入ることから、町民に判断を委ねることは大きな混乱を招く心配と様々な場面での損失が生じることに繋がりがねないのを考え反対したいと思います。

小野田 久美子 議員

特養建替の是非を問う住民投票条例案で 645 名の署名が集まりその重みを感じていますが意見を述べます。令和 4 年 5 月に旭川の社会福祉法人に民設民営で打診し断られた経緯から芳生苑、健楽苑は民設民営で和寒町社会福祉協議会へ委任する状況が見えて大変危惧していました。理由は、毎年 1 億円を町から社会福祉協議会へ負担し何とかしなければとこの年の 7 月に議会の視察で民設民営はどこかないかと探し、社会福祉法人「ゆうゆう」が国と地域共生社会で色々事業展開しており議員全員で研修に行き、その理念や経営方針が素晴らしく町へ紹介した経緯にあり、「ゆうゆう」を色々批判される意見もありましたが何とか食い止めなければと強い意志を持っています。

民設民営でふくしのまちづくりを行うことは、年齢、性別、障がいの有無を超えて町民皆が支え合う、高齢化率 46% の超高齢化の本町の大きな挑戦で、交流人口、関係人口を増やしその波及効果で町の活性化に繋げることを目標に事業を展開することが未来志向で持続可能なまちでいられる最善の方法と考えています。

議決した福祉施設の建設予算を止めるのは、町と議会と「ゆうゆう」との信頼関係が崩れ、ふくしのまちづくりを实践するのを前提に現在の芳生苑、健楽苑を指定管理している「ゆうゆう」の撤退が危惧され、そのことにより高齢者福祉サービスができなくなり、利用者、家族、職員が不安定な状況になり町内が混乱する恐れがあるので反対します。

窪田裕二 議員

福祉施設建替えに伴う署名運動が行われ645人の署名が集まりました。その数は福祉施設構想の不安要素が少なくとも出た数字と感じますが、個人的に調べてみると本来求めている署名活動の趣旨と伴う形で署名された方もかなりいると感じています。今回議論は平成27年からスタートし10年が経っています。その間、水害に伴う場所の問題、リフォームの可能性や建設費問題、町からの繰入れ問題など十分議論されてきてその結果、建替えと答えが出ています。

また、それらも踏まえ前回の町長選でも建替えの公約も掲げて再選されており、議会も建替えを理解した中で選挙に挑んでおり、これまで議会も民主主義に沿って町民にとっての最善の形で結論を出してきています。もし事業が停止すると民間業者撤退、賠償責任問題、芳生苑事業継続問題、職員雇用問題、これまでの投資分も含めこのまま事業継続するより止めた方のリスクが大きすぎると考えます。

また、和寒町未来を考える会の方々のお話を聞く中でも今回の署名は反対ではない、一旦立ち止まる署名などの意見もありましたが、そういった話は私の考えでは事業停止ではなく中止を意味します。この事業を中止するのであれば腹案を提示する必要があると考えますが、これまで提案されていません。提示されていない中、この事業を止めることが今後和寒町の未来を考えるとしたらそれこそ大きな損害なり、町民、未来の子どもたちに負担になりますので反対します。

酒向 勤 議員

私は議員1年生から社会福祉協議会の理事でした。指定管理になり17年間芳生苑の指定管理運営に関わり芳生苑の置かれている状況の変化は身をもって感じています。一番大事なのは入所者と働いている方々です。生活をかけて働いている中で、病院の赤字を何とかしろ、芳生苑は赤字だ、議会で何度も受けていますが、その度にじくじとした思っていました。

芳生苑は介護保険料が主な収入で、不足部分を指定管理料で1億5,000万円毎年入っています。もし建替えせずこのまま継続すると1億5,000万円が10年で15億円、20年で30億円です。特別養護老人ホームをやめる町まで出ているのが昨今の状況です。ここを何とか打破しなければと思いますし、続けられるのかの問題もありました。議会も町も行き詰まり議員研修で「ゆうゆう」に偶然出会い新しいものを勉強しました。

これまでは本町では、高齢者福祉ばかりが福祉と重点が置かれていました。中間施設、高齢者の在宅、安否確認はどうするのだとばかりでした。ところが、障がい者総合支援給付費1億5,283万5千円、毎年予算に上がっています。指定管理料と同額です。障がい者福祉を同時に考えることで、福祉のまちと呼べるのです。高齢者福祉のまちではなく総合的な福祉のまちとなり、障がい者福祉を充実することでなされると思います今回反対します。

石田利美 議員

賛成の立場で意見を申します。前町長は平成24年に芳生苑耐震検査を行い耐震がOKだと実施しています。町は、その改修には多額のお金が掛かる説明を何度も聞きました。しかし誰が検査したのかいまだに分かりません。最終的に建替えするのであれば今の時期、色んなところでは箱物で大変な目に遭っています。新人議員は、その半分町は払えば良い話で色んなものが良いかなと進めているところですが、公共事業の大半が半分ぐらいの補助金と過疎債を使い、一般財源は2割から3割ぐらいの支払いで終わる。今回は良くて50%近く、それも基金が10億円近く使い過疎債も6億ぐらい。本当に過疎債が当たれば良いが、当たらないければ基金も増やさなければならぬ。財政が緩む大変な時間になると思います。

民設民営のあり方が町民も知られてない、分からないのはかなり多かったのかなと。今回、署名活動して645人の有効署名がありましたが、町長は先ほどから反対だと言いますが反対ではありません。これから和寒町が2050年には1,500人を切る町で40億円近くの総事業で、財政が福祉だけが和寒町ではありません。第一次産業は農業です。そのことも一緒に考えた時に、子どもから高齢者までがふくしのまちづくりでかかるから、子どもデイサービスや色んな事業をやりそれで黒字になる夢は分かりませんが、まだ現実に私は分かりません。令和2年から病院から診療所にしたのは町長です。このことで看取り、芳生苑の医療型の入居者は町外に出なければならぬのは本当に大きなことだと思います。5年経っても医師は2人体制です。診療所でも。これはベッドを置いてやればかなり良かったかなと考えています。

7. 反対・賛成討論の要旨

反対討論（窪田議員）

停止若しくは中止を求めるのであれば代案は出すべきです。この議論ももう既に 10 年越しで進めており、施設整備は待たないの状況を考え、最善の策は事業継続にほかならないと考えています。

賛成討論（石田議員）

建物をリフォームした方が経営的にも経済的にも良い。説明不足により町民に混乱を招いたのは間違いないと思います。住民投票をして議員も執行者も職員も決まった方向でいくために町民の意向を聞く住民投票をしていただきたい。

反対討論（酒向議員）

何もしなければ毎年の指定管理料 1 億 5,000 万円と施設修理代が掛かり経常収支の悪化を招くことになる。家族のように集まれる場がこれから生まれようとしている。未来に向かって和寒町をつくるために反対します。

8. 起立採決の結果

賛成 1 名（石田議員）

反対 6 名（遠山議員、池澤議員、村岡議員、小野田議員、窪田議員、酒向議員）

起立少数により、議案第 1 号「和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例の制定」については、否決となり閉会しました。

9. 終わりに

町民団体による「和寒町特養老人ホーム建替の是非を問う住民投票条例制定直接請求」の署名活動が行われ、町議会臨時会での議案として審議を行いました。町民からの多くの署名が提出されたことは議会としても重く受け止め、審議では初めて各議員の賛否の理由を「自由討議」という形で発言を行い苦渋の採決をしました。

経過では、「社会福祉法人 ゆうゆう」主催のサミットやラボなどの開催で、町民参加型の『ふくしのまちづくり構想』として進めてきた経過にあり、2 年前から携わっていただき進めてきました。

提出された条例制定請求要旨では、負担の内容も助成金、交付金等や借入概算が分からない、この案件に対して議会の議決もしていない、監査機能に対しての不安などの内容が懸念材料となっております。

議会としても、3 月 24 日に議会報告会を開催し、町民の皆さんからの意見をお聞きし周知・説明が足りなかったことを反省しつつ、事業内容・予算規模を勘案すると、もっと町民への丁寧な説明を行政側が行ってもよかったと思い、その必要性和懸念事項を提言として提出した経過にあります。

内容については次のとおりですが、今後とも町民の理解を得れますよう事業の執行に対して研鑽に努めてまいります。今後ともよろしくお願いたします。

和寒町議会議長 中原 浩一

令和7年4月28日

和寒町長 奥山 盛 様

総務経済常任委員会
委員長 窪田 裕二

ふくしのまちづくり構想に係る提言について

福祉施設の芳生苑、健楽苑は老朽化に伴い、議会としても平成27年6月から総務福祉常任委員会、令和3年度から医療及び福祉施設等調査特別委員会、令和5年から総務経済常任委員会での課題を継続調査事項として調査を進めてきたところです。

経過では、特に大規模改修が困難なため、新たな用地選定と施設機能・規模について視察・研修等で研鑽を重ねてきました。一方、平成27年度に介護保険制度改正により入所者が減少し、令和3年度からは1億円を超える指定管理料を町が負担する現状と課題がありました。

令和5年度には、芳生苑などの整備は専門的な民間の知見も取り入れ、高齢者・障がいのある方や子どもたちの居場所など多様なニーズに対応する施設として、複合的な機能を併せた「ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」策定業務を民間事業者へ委託し、令和6年3月にその基本構想・基本計画が完成し、常任委員会もこの間、施設機能や規模などの事業内容、建設候補地、施設運営は民設民営、受託業者選定など、行政側から説明を受け審議し、議会としてもその都度、意思決定してきたところです。

そのような経過を踏まえ、議会としても重要な案件であることから、昨年4月の議会報告会で建設予定地や事業内容、事業費概算試算30億5,300万円などを報告し参加者から多くの質疑を受けました。令和6年度では、基本設計業務が進められ、外観イメージ図、平立面図、建設工事費概算見積り(令和7年2月時点、32億7,428万円)、想定補助金が常任委員会に示されたことを受け、先月3月24日の議会報告会において、令和5年度以降「ふくしのまちづくり構想」の審議内容(令和6年第4回定例会常任委員会中間報告内容)を報告し参加者から多くの質疑、意見を賜りました。

結果、行政側としても和寒町ふくしのまちづくり町民サミット・ラボを開催してきましたが、特養施設の建て替えの是非を問う条例制定請求として、町民の理解が十分に得られていないとの内容からも、もっと多くの町民に説明と理解を得ることが求められていたと感じております。

つきましては、議会報告会や各団体での意見交換会等が出された「ふくしのまちづくり構想」に係る町民が懸念している内容を常任委員会で協議した結果、下記項目について早急に対応策を講じ、多くの町民に理解されますよう提言いたします。

記

- 1 看取りについては、令和 7 年度から社会福祉法人ゆうゆうに指定管理の移行を受けて、新施設開始までの 3 年間で看取りに向けての研修期間とし、令和 10 年度から実施できるよう進めること。また、地元で看取りを希望するサービス提供はできないか検討すること。
- 2 新施設は 45 床でショートステイは空き部屋活用としているが、町民には利用できるのか不安が多く、空き部屋利用を基本に空き部屋がないときは、行政が町内施設(かたくり荘など)を活用できるよう不安払拭に応える体制をとること。
- 3 個室の利用料が高くなる心配の声が多く利用料やその要因を詳細に示すこと。なお、他施設の個室利用料金の比較表や個室(プライバシー、トイレ設置、感染対策や家族の出入り自由化など)でのメリットと機能(センサーなど)充実など明確に示すこと。
- 4 今後建設費の高騰が予測され町民は幾ら上がっても建てるのか心配している。行政の考えとして建設費高騰した場合のシミュレーション(財源・支出のバランスシート、上乗せ可能額など)を作成し示すこと。なお、上記を踏まえ建設費高騰の煽りを最小限に抑えるため来年から建設着手の必要性を示すこと。
- 5 町費支出での民設民営に対して、どこまで建設費を出すのか、赤字運営費をどこまで見るのか、赤字になると新施設運営 8 年後以降撤退するのではないかと、町費支出でのチェック機能と行政指導の範囲など、町民の不振や不安を払拭するよう明確化すること。
- 6 行政側の町民説明不足が今回の条例制定請求署名活動に繋がっているのも要因の一つと考えており、今後は行政側が自ら重要事項や経過などその都度住民説明を開催するなど、町民の不安払拭に努めていただきたい。
- 7 その他
 - 1) 芳生苑入所は、町内住居者の希望を優先すること。
 - 2) 施設運営では、町内商工業者の物品等利用を求めること。
 - 3) 基幹産業である農業の特色を活かした農福連携事業を推進すること。